

第26-27期日本学術会議連携会員候補者の選考の考え方

「第26期日本学術会議会員候補者の選考方針」（令和4年4月19日日本学術会議。以下「選考方針」という。）に基づき、幹事会の承認を得て、第26-27期日本学術会議連携会員候補者の選考の考え方（以下「選考の考え方」という。）を以下のとおり定める。

1. 選考の手順

- ① 選考委員会は、会員又は連携会員に対し、第26-27期日本学術会議連携会員候補者（以下「連携会員候補者」という。）としてふさわしいと考えられる者（以下「選考対象者」という。）を選考委員会に推薦するよう求める（日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号。以下「会則」という。）第8条第1項、日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定。以下「内規」という。）第6条第1項）。
- ② 選考委員会は、日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く。）その他連携会員候補者の選考に際して有益な知見を有すると考えられる機関又は団体に対して選考対象者に関する情報提供を求める（会則第36条第4項、内規第6条第5項、選考の考え方6.）
- ③ 選考委員会は、幹事会の定めに基づき、その下に連携会員特別選考分科会及び各部に対応する選考分科会を設けるとともに、連携会員候補者となるべき者の一定数について独自に選考を行う。（選考委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第2、選考の考え方5.（3））
- ④ 連携会員特別選考分科会及び各部に対応する選考分科会はそれぞれ選考を行った上で、選考委員会に連携会員候補者となるべき者の名簿を提出する。
- ⑤ 選考委員会は、③④を通じた選考を踏まえて連携会員候補者となるべき者の名簿を作成し、幹事会に提出する（会則第8条第2項）。
- ⑥ 幹事会は、⑤の名簿に基づき任命される連携会員候補者を決定し、その任命を会長に求める（会則第8条第4項）。

2. 選考の日程

- 連携会員候補者の選考は、以下の日程を目途として所要の手續を進める。
 - ・ 選考の考え方の決定（選考委員会）：令和4年10月頃
 - ・ 会員・連携会員への推薦依頼及び協力学術研究団体等への情報提供依頼：同11月頃
 - ・ 会員・連携会員からの推薦及び協力学術研究団体等からの情報提供：同11月頃～令和5年1月上旬頃
 - ・ 連携会員特別選考分科会及び各部に対応する選考分科会の設置（選考委員会運営要綱の改

正) (幹事会) : 同 11 月頃

- ・ 選考委員会 (各選考分科会を含む。) における選考 : 令和 5 年 2~6 月頃
- ・ 第 26-27 期連携会員候補者の決定 (幹事会) 及び同連携会員候補者の任命についての会長への求め : 同 7 月頃

3. 推薦の対象

- 選考対象者として推薦される者は、5. (2)②に定める資質等を有し、かつ、日本国籍を有する者とする。主に海外の拠点で活動している日本国籍を有する科学者については、連携会員としての活動に実質的な支障がないと認められる場合には、選考対象者としてすることができることとする。

4. 会員・連携会員による推薦の人数等

- 会員又は連携会員が選考対象者として推薦できる人数は、会員の選考対象者と合わせて 5 名以内とする (内規第 6 条第 4 項)。会員又は連携会員が選考対象者を推薦する際には、5. (2)③において目指すこととしているジェンダーバランスに配慮することとする。
- 選考対象者の推薦書の様式は、会員の選考対象者に係る推薦書の様式と共通とする。

5. 選考委員会・選考分科会における選考

(1) 任命する連携会員の数、選考委員会枠・選考分科会枠の配分の目安

- 第 26 期の当初において任命すべき連携会員の数並びに選考委員会が独自に選考する連携会員候補者となるべき者の数 (選考委員会枠) 及び各選考分科会を通じて選考する連携会員候補者となるべき者の数 (選考分科会枠) は、選考委員会においてそれぞれの目安を別に定める。

(2) 選考に当たっての考え方・考慮すべき事項

① 専門分野の構成

- 第 26 期において見込まれる会員の専門分野の構成、第 26 期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等として選考方針において想定されている事項ⁱ等を念頭に、第 26 期の会員や任期が継続する連携会員も含めて日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。

② 連携会員に求める資質等

- 選考方針に定める会員候補者に求める資質等ⁱⁱに準ずる。

- 選考委員会（各選考分科会を含む。）は、会員・連携会員からの推薦又は協力学術研究団体等からの情報提供その他の情報を基に、それぞれの研究分野における主要な論文・著書・特許等、受賞歴、その他国内外での学術活動における実績、社会への貢献における学術的に特筆すべき活動等に照らして、連携会員候補者となるべき者が「優れた研究又は業績がある科学者」であること、各委員会、分科会等日本学術会議における活動に積極的に参加する意思があると認められることを確認する。

その上で、①選考方針に定めるいずれかの要件ⁱⁱを備えていると認められること、②第26期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等ⁱⁱⁱに非改選の者も含めて会員及び連携会員の総体として適切に取り組むことができること等の観点から、次期の連携会員候補者として最も適切な者を選考する。

③ 選考に当たって考慮すべき観点

- 次期の連携会員の多様性が確保されるよう、ジェンダーバランス、地域分布及び主たる活動領域について、選考方針に準じて選考を行う。その際、現に会員又は連携会員である者が選考対象者となる場合には、学術会議における活動状況等を勘案することとする。

- 選考委員会は、(1)の別の定めにおいて選考委員会枠および各選考分科会枠における女性の人数を設定する際には、女性連携会員*についても、女性会員において目指すこととしている割合（第25期当初の女性会員の割合（37.7%）と同程度又はそれ以上の割合）を達成できるよう努力する。

* 第25期当初の女性連携会員の割合は31.5%

- 日本学術会議に45歳未満の会員又は連携会員で構成する若手アカデミーが設けられていることに鑑み、若手アカデミーの現在の所属人数（43人（特任連携会員を除く））と同程度又はそれ以上の人数を確保できるよう、若手の連携会員候補者の積極的な選考に努める。

(3) 選考の手続

- 会則及び内規に定める関係規定^{iv}によるほか、以下のとおり行う。
- 会員の選考対象者として推薦された者が会員候補者となるべき者として選考されなかった場合、あらかじめ本人の同意があるときは、連携会員の選考対象者とみなして選考を行う。
- 選考委員会の下に設ける選考分科会（連携会員特別選考分科会を含む。以下同じ。）を通じて行う選考と、選考委員会が独自に行う選考とを組み合わせる行う。

- 連携会員特別選考分科会は令和5年9月30日に任期が満了する会員に係る連携会員候補者の選考に関するものを、各部に対応する選考分科会は各分野に係る連携会員候補者の選考に関するものを、それぞれ調査審議するものとする。
- 選考委員会及び選考分科会における選考の方法については、上記によるほか、会員候補者の選考に準ずる。

6. 連携会員の候補者に関する情報提供の求め

- 情報提供を求める機関又は団体は、会員の選考対象者について情報提供を求める機関又は団体とする。
- 情報提供に係る選考対象者の上限は1機関又は団体につき会員の選考対象者と連携会員の選考対象者を通じて6名以内とし、情報提供に当たり会員の選考対象者と連携会員の選考対象者の別を問わないこととする。
- 情報提供を求めるに当たっては、連携会員候補者に求める資質等、連携会員の多様性確保のために考慮すべき観点等を示して当該考え方に沿って適当と認める者について情報を提供するよう依頼する。
- 情報提供を受けるに当たっては、情報提供を行う機関又は団体から、会員の選考対象者に関して求める情報^vと同様の情報を求める。

7. 選考過程等に係る情報の公表

- 連携会員候補者の選考過程について、選考の考え方のほか、任命された後に選考過程の報告書を取りまとめ、日本学術会議HP等を通じて公表する。
- 連携会員として任命された後は、各連携会員について、氏名、所属・職名又は経歴、専門分野等の情報を公表することとする。

8. その他

- 分科会等の在り方、設置数等の見直しにおいて、連携会員候補者の選考の手順や方法等に影響を与える可能性のある論点がある場合は、連携会員候補者の選考スケジュールを念頭に然るべき時期までに一定の結論又は方向性を得るよう検討を進める。

ⁱ 第26期日本学術会議会員候補者の選考方針（令和4年4月19日日本学術会議）（抄）

3. 会員候補者の選考
(1) 専門分野の構成

○ 会員候補者の選考に当たっては、国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。

そのことを本旨とした上で、第26期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等を以下のとおり想定し、非改選の者も含めて次期の活動を担う会員及び連携会員の総体としてこれらに適切に取り組むことができるように配慮する。

- ① 持続可能で安全な社会づくりのための取組（キーワードの例示：カーボンニュートラル、気候変動、防災減災、パンデミック等）
- ② 人間性が尊重される豊かで幸福な社会の実現（キーワードの例示：人口縮小、格差、多様性、人権、多文化等）
- ③ ①、②に資する学術の発展（キーワードの例示：研究力、人材育成、頭脳循環等）
- ④ 国際連携の一層の推進

ii 第26期日本学術会議会員候補者の選考方針（令和4年4月19日日本学術会議）（抄）

2. 会員候補者に求める資質等

○ 会員候補者は、それぞれの研究分野における主要な論文・著書・特許等、受賞歴、その他国内外での学術活動における実績、社会への貢献における学術的に特筆すべき活動等に照らして、法第17条に定められた優れた研究又は業績がある科学者と認められる者とする。

○ 会員候補者の選考に当たっては、法第3条に定められた職務に鑑み、優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。

- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること
- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること

iii ①持続可能で安全な社会づくりのための取組（キーワードの例示：カーボンニュートラル、気候変動、防災減災、パンデミック等）／②人間性が尊重される豊かで幸福な社会の実現（キーワードの例示：人口縮小、格差、多様性、人権、多文化等）／③ ①、②に資する学術の発展（キーワードの例示：研究力、人材育成、頭脳循環等）／④ 国際連携の一層の推進

iv 関係規定の主なものは以下のとおり。

○ 日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号）（抄）

（会員及び連携会員の選考の手続）

第8条 会員及び連携会員（前条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第4項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。

4 幹事会は、第2項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

5 幹事会は、前条第1項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

6 その他選考の手続に関し必要な事項は、幹事会が定める。

（連携会員の再任）

第12条 連携会員の再任の回数は、2回を限度とする。ただし、任命の時点で70歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

3 第1項の規定は、第7条第1項に基づき任命された連携会員には適用しない。

○ 日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）（抄）

（会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等）

第6条 会員又は連携会員（会則第7条第1項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。

2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。

3 第1項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から3年間とする。

4 1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第2項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて5人を限度とし、このうち会員候補者は2人を限度とする。

5 選考委員会は、会則第8条第2項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

v 氏名（漢字、ふりがな）、生年月日、性別、所属先（主たる勤務先等）及び職名、都道府県（主たる勤務先等の所在地）、専門分野（科研費の小区分から選択）、候補者の主要な研究又は業績に関する情報を閲覧できるウェブサイトのURL等